

規 則

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二号

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、」に、「の提出部数は、正本一通及び副本一通とし、」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。